

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年9月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第65号

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
香川県営住宅条例施行規則（昭和39年香川県規則第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>附 則 1～3 略</p>	<p>附 則 1～3 略</p> <p>4 次<u>の表の左欄に掲げる特定公共賃貸住宅に同表の中欄に掲げる期間内に入居した者に係る当該特定公共賃貸住宅の家賃の額は、第14条の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる金額とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1182 667 2085 1422"> <thead> <tr> <th colspan="3">特定公共賃貸住宅</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">金額（月額）</th> </tr> <tr> <th>団地名</th> <th>建設年度</th> <th>構造別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">坂出府中</td> <td rowspan="2">平成6年度</td> <td rowspan="2">中層耐火 構造3階 建</td> <td>平成7年 12月22日 から平成 8年4月 30日まで</td> <td>入居時の所得が181,000 円以上311,000円以下の 者にあつては、 55,000円</td> </tr> <tr> <td>平成8年 5月1日 から平成 9年3月 31日まで</td> <td>入居時の所得が311,000 円を超え42万円以下の者 にあつては、 63,000円 入居時の所得が42万円を 超え576,000円以下の者 にあつては、 75,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>平成8年 5月1日 から平成 9年3月 31日まで</td> <td>入居時の所得が19万円以 上317,000円以下の者に あつては、 55,000円 入居時の所得が317,000 円を超え427,000円以下</td> </tr> </tbody> </table>	特定公共賃貸住宅			期間	金額（月額）	団地名	建設年度	構造別	坂出府中	平成6年度	中層耐火 構造3階 建	平成7年 12月22日 から平成 8年4月 30日まで	入居時の所得が181,000 円以上311,000円以下の 者にあつては、 55,000円	平成8年 5月1日 から平成 9年3月 31日まで	入居時の所得が311,000 円を超え42万円以下の者 にあつては、 63,000円 入居時の所得が42万円を 超え576,000円以下の者 にあつては、 75,000円				平成8年 5月1日 から平成 9年3月 31日まで	入居時の所得が19万円以 上317,000円以下の者に あつては、 55,000円 入居時の所得が317,000 円を超え427,000円以下
特定公共賃貸住宅			期間	金額（月額）																	
団地名	建設年度	構造別																			
坂出府中	平成6年度	中層耐火 構造3階 建	平成7年 12月22日 から平成 8年4月 30日まで	入居時の所得が181,000 円以上311,000円以下の 者にあつては、 55,000円																	
			平成8年 5月1日 から平成 9年3月 31日まで	入居時の所得が311,000 円を超え42万円以下の者 にあつては、 63,000円 入居時の所得が42万円を 超え576,000円以下の者 にあつては、 75,000円																	
			平成8年 5月1日 から平成 9年3月 31日まで	入居時の所得が19万円以 上317,000円以下の者に あつては、 55,000円 入居時の所得が317,000 円を超え427,000円以下																	

			の者にあつては、 63,000円 入居時の所得が427,000円を超え582,000円以下の者にあつては、 75,000円
平成7年度	中層耐火構造3階建	平成9年1月1日から同年3月31日まで	入居時の所得が19万円以上317,000円以下の者にあつては、 55,500円 入居時の所得が317,000円を超え427,000円以下の者にあつては、 63,500円 入居時の所得が427,000円を超え582,000円以下の者にあつては、 75,000円
備考 この表において「入居時の所得」とは、入居の申請をした日における所得をいう。			

別表第1（第14条関係）

一般県営住宅・特別県営住宅 略
特定公共賃貸住宅

団地名	建設年度	構造別	金額（月額）
坂出府中	平成6年度	中層耐火構造3階建	入居時の所得が158,000円以上259,000円以下の者にあつては、 46,500円 入居時の所得が259,000円を超え350,000円以下の者にあつては、 52,000円 入居時の所得が350,000

別表第1（第14条関係）

一般県営住宅・特別県営住宅 略
特定公共賃貸住宅

団地名	建設年度	構造別	金額（月額）
坂出府中	平成6年度	中層耐火構造3階建	入居時の所得が158,000円以上322,000円以下の者にあつては、 55,000円 入居時の所得が322,000円を超え445,000円以下の者にあつては、 63,000円 入居時の所得が445,000

			円を超え487,000円以下の者にあつては、 <u>6万円</u>				円を超え487,000円以下の者にあつては、 <u>75,000円</u>
	平成7年度	中層耐火構造3階建	入居時の所得が158,000円以上259,000円以下の者にあつては、 <u>47,000円</u> 入居時の所得が259,000円を超え350,000円以下の者にあつては、 <u>52,000円</u> 入居時の所得が350,000円を超え487,000円以下の者にあつては、 <u>6万円</u>		平成7年度	中層耐火構造3階建	入居時の所得が158,000円以上322,000円以下の者にあつては、 <u>55,500円</u> 入居時の所得が322,000円を超え445,000円以下の者にあつては、 <u>63,500円</u> 入居時の所得が445,000円を超え487,000円以下の者にあつては、 <u>75,000円</u>
志度	平成9年度	中層耐火構造3階建	入居時の所得が158,000円以上259,000円以下の者にあつては、 <u>45,000円</u> 入居時の所得が259,000円を超え350,000円以下の者にあつては、 <u>52,000円</u> 入居時の所得が350,000円を超え487,000円以下の者にあつては、 <u>62,000円</u>	志度	平成9年度	中層耐火構造3階建	入居時の所得が158,000円以上322,000円以下の者にあつては、 <u>62,200円</u> 入居時の所得が322,000円を超え445,000円以下の者にあつては、 <u>7万円</u> 入居時の所得が445,000円を超え487,000円以下の者にあつては、 <u>8万円</u>
善通寺	平成10年度	中層耐火構造3階建	入居時の所得が158,000円以上259,000円以下の者にあつては、 <u>46,000円</u> 入居時の所得が259,000円を超え350,000円以下の者にあつては、	善通寺	平成10年度	中層耐火構造3階建	入居時の所得が158,000円以上322,000円以下の者にあつては、 <u>54,000円</u> 入居時の所得が322,000円を超え445,000円以下の者にあつては、

			<p style="text-align: right;"><u>51,500円</u></p> <p>入居時の所得が<u>350,000円</u>を超え487,000円以下の者にあつては、</p> <p style="text-align: right;"><u>6万円</u></p>
直島	平成13年度	中層耐火構造4階建	<p>入居時の所得が158,000円以上<u>259,000円</u>以下の者にあつては、</p> <p style="padding-left: 20px;">2LDK 28,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">3LDK 34,000円</p> <p>入居時の所得が<u>259,000円</u>を超え<u>350,000円</u>以下の者にあつては、</p> <p style="padding-left: 20px;">2LDK 37,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">3LDK 43,000円</p> <p>入居時の所得が<u>350,000円</u>を超え487,000円以下の者にあつては、</p> <p style="padding-left: 20px;">2LDK 48,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">3LDK 54,000円</p>

備考 略

			<p style="text-align: right;"><u>62,000円</u></p> <p>入居時の所得が<u>445,000円</u>を超え487,000円以下の者にあつては、</p> <p style="text-align: right;"><u>7万円</u></p>
直島	平成13年度	中層耐火構造4階建	<p>入居時の所得が158,000円以上<u>322,000円</u>以下の者にあつては、</p> <p style="padding-left: 20px;">2LDK 28,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">3LDK 34,000円</p> <p>入居時の所得が<u>322,000円</u>を超え<u>445,000円</u>以下の者にあつては、</p> <p style="padding-left: 20px;">2LDK 37,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">3LDK 43,000円</p> <p>入居時の所得が<u>445,000円</u>を超え487,000円以下の者にあつては、</p> <p style="padding-left: 20px;">2LDK 48,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">3LDK 54,000円</p>

備考 略

第2号様式 (第8条の4関係)

(日本工業規格A列4番)
 県営住宅入居許可申請書 (一般・特別・特公賃)

香川県知事 殿

申請者 住所 (電話番号) 氏名
 〒 一般入居 登録入居

次のとおり、誓約及び同意の上、県営住宅に入居したいので申請します。
 申請者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の許可がなされなくとも、又は入居の許可を取り消されても異議がないことを誓約します。
 暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

勤務先 (連絡先)	名称 所在地 〒	電話番号	入居希望住宅		扶養	障害	その他	職業	所得金額 (年間)	
			県営住宅	団地 号室						
ふりが 氏名	続柄	年齢	年号	年	月	日				
	本人	明大昭平	同居扶老特 別扶老特 定	普通 特	寡夫 寡婦	
		明大昭平	同居扶老特 別扶老特 定	普通 特	寡夫 寡婦	
		明大昭平	同居扶老特 別扶老特 定	普通 特	寡夫 寡婦	
		明大昭平	同居扶老特 別扶老特 定	普通 特	寡夫 寡婦	
		明大昭平	同居扶老特 別扶老特 定	普通 特	寡夫 寡婦	
		明大昭平	同居扶老特 別扶老特 定	普通 特	寡夫 寡婦	
		明大昭平	同居扶老特 別扶老特 定	普通 特	寡夫 寡婦	
世帯人員 人(一般、单身、老人、母子、父子、DV、犯罪被害者等、障害者)世帯 合計										

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
 2 申請者との続柄を証明することができる書類(続柄の記載された住民票等)を添付してください。
 3 所得を証明することができる書類(所得証明書等)を添付してください。
 4 県税に滞納がないことを証する書類(県及び市町が発行する納税証明書)を添付してください。
 5 別居扶養親族がいる場合は、その方の被保険者証(健康保険証)を持参してください。
 6 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳(写し)を添付してください。
 7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

認定額	親族	特定扶養	老扶老配	寡婦寡夫	普通障害	特別障害	控除額 合計	所得金額 合計	差引所得 金額	基本 月収額 ÷12
	38万× 人 万円	20万× 人 万円	10万× 人 万円	27万× 人 万円	27万× 人 万円	40万× 人 万円				
				1	0~104,000	特別 県営 住宅 家賃	158,000を超~ 313,000以下	特 公 賃	158,000~259,000	
			2	104,001~123,000	259,001~350,000					
			3	123,001~139,000	350,001~487,000					
			4	139,001~158,000						
							円	入力済確認欄		

第2号様式 (第8条の4関係)

(日本工業規格A列4番)
 県営住宅入居許可申請書 (一般・特別・特公賃)

香川県知事 殿

申請者 住所 (電話番号) 氏名
 〒 一般入居 登録入居

次のとおり、誓約及び同意の上、県営住宅に入居したいので申請します。
 申請者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の許可がなされなくとも、又は入居の許可を取り消されても異議がないことを誓約します。
 暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

勤務先 (連絡先)	名称 所在地 〒	電話番号	入居希望住宅		扶養	障害	その他	職業	所得金額 (年間)	
			県営住宅	団地 号室						
ふりが 氏名	続柄	年齢	年号	年	月	日				
	本人	明大昭平	同居扶老特 別扶老特 定	普通 特	寡夫 寡婦	
		明大昭平	同居扶老特 別扶老特 定	普通 特	寡夫 寡婦	
		明大昭平	同居扶老特 別扶老特 定	普通 特	寡夫 寡婦	
		明大昭平	同居扶老特 別扶老特 定	普通 特	寡夫 寡婦	
		明大昭平	同居扶老特 別扶老特 定	普通 特	寡夫 寡婦	
		明大昭平	同居扶老特 別扶老特 定	普通 特	寡夫 寡婦	
		明大昭平	同居扶老特 別扶老特 定	普通 特	寡夫 寡婦	
世帯人員 人(一般、单身、老人、母子、父子、DV、犯罪被害者等、障害者)世帯 合計										

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
 2 申請者との続柄を証明することができる書類(続柄の記載された住民票等)を添付してください。
 3 所得を証明することができる書類(所得証明書等)を添付してください。
 4 県税に滞納がないことを証する書類(県及び市町が発行する納税証明書)を添付してください。
 5 別居扶養親族がいる場合は、その方の被保険者証(健康保険証)を持参してください。
 6 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳(写し)を添付してください。
 7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

認定額	親族	特定扶養	老扶老配	寡婦寡夫	普通障害	特別障害	控除額 合計	所得金額 合計	差引所得 金額	基本 月収額 ÷12
	38万× 人 万円	20万× 人 万円	10万× 人 万円	27万× 人 万円	27万× 人 万円	40万× 人 万円				
				1	0~104,000	特別 県営 住宅 家賃	158,000を超~ 313,000以下	特 公 賃	158,000~322,000	
			2	104,001~123,000	322,001~445,000					
			3	123,001~139,000	445,001~487,000					
			4	139,001~158,000						
							円	入力済確認欄		

第6号様式（第12条関係）

（日本工業規格A列4番）

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

県営住宅 団地 棟 号室
（電話番号 ）

入居者 氏名 ㊹

次のとおり連帯保証人を変更したいので申請します。
 なお、上記の県営住宅の使用に当たっては、公営住宅法、公営住宅法施行令、香川県
 営住宅条例、香川県営住宅条例施行規則その他管理上の指示を遵守し、義務不履行があ
 ったときは、変更後の連帯保証人がこれを引き受け、履行します。

変 更 前	本 籍 地			
	住 所		電 話 番 号	
	氏 名			
	職 業			
	勤務先	所在地	電 話 番 号	
名 称				
変 更 後	本 籍 地			
	住 所		電 話 番 号	
	氏 名		㊹ 生 年 月 日	年 月 日
	職 業		入居者との 間 柄	
	勤務先	所在地	電 話 番 号	
名 称				
変更理由及び変更年月日			年 月 日	

備考 1 太枠内は、記入しないでください。
 2 連帯保証人の押印した印の印鑑登録証明書（発行後3月以内のもの）を添付
 してください。

入力済確認欄	
--------	--

第6号様式（第12条関係）

（日本工業規格A列4番）

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

県営住宅 団地 棟 号室
（電話番号 ）

入居者 氏名 ㊹

次のとおり連帯保証人を変更したいので申請します。

変 更 前	本 籍 地			
	住 所		電 話 番 号	
	氏 名			
	職 業			
	勤務先	所在地	電 話 番 号	
名 称				
変 更 後	本 籍 地			
	住 所		電 話 番 号	
	氏 名		㊹ 生 年 月 日	年 月 日
	職 業		入居者との 間 柄	
	勤務先	所在地	電 話 番 号	
名 称				
変更理由及び変更年月日			年 月 日	

備考 1 太枠内は、記入しないでください。
 2 連帯保証人の押印した印の印鑑登録証明書（発行後3月以内のもの）を添付
 してください。

入力済確認欄	
--------	--

附 則

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に特定公共賃貸住宅直島団地に入居している者の家賃については、改正後の別表第1 特定公共賃貸住宅直島の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正前の第2号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。